

特定施設一覧表（騒音・振動）

騒音に係る特定施設(法)	振動に係る特定施設(法)
<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>※ 条例では矯正プレスを除き、呼び圧力が 50t 以上の中のものに限る。</p> <p>ホ 機械プレス (呼び圧力が 294kN 以上のものに限る。)</p> <p>ヘ せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機 (といしを用いるものに限る。)</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機 (原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。)</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。)</p>
<p>2 空気圧縮機 (冷凍機を除く) 及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p>	<p>2 圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) (冷凍機を除く)</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p>	<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p>
<p>4 織機 (原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>4 織機 (原動機を用いるものに限る。)</p>
<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上のものに限る。)</p> <p>ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。)</p>	<p>5 コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)</p>
<p>6 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)</p>	<p>6 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)</p>
<p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</p> <p>ホ 丸のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</p> <p>ヘ かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</p>	<p>7 印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)</p>
<p>8 抄紙機</p>	<p>9 合成樹脂用射出成形機</p>
<p>9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>10 鑄型造型機 (ジョルト式のものに限る。)</p>
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>	
<p>11 鑄型造型機 (ジョルト式のものに限る。)</p>	

根拠法令ごとの届出対象地域	
騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)

特定施設一覧表（騒音・振動）

騒音に係る特定施設（条例）	振動に係る特定施設（条例）
<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>エ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>※ 条例では矯正プレスを除き、呼び圧力が 50t 以上のものに限る。</p> <p>オ 機械プレス（呼び圧力が 294kN 以上のものに限る。）</p> <p>カ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>キ 鍛造機</p> <p>ク ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>ケ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</p> <p>コ タンブラー</p> <p>サ 研磨機（栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設）</p> <p>シ 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>イ 機械プレス</p> <p>ウ せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）</p> <p>エ 鍛造機</p> <p>オ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）</p>
<p>2 空気圧縮機（冷凍機を除く）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>	<p>2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く）</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>	<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>
<p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>	<p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上のものに限る。）</p> <p>イ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）</p>	<p>5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）</p>
<p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>	<p>6 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p>
<p>7 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>カ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p>	<p>7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>
<p>8 抄紙機</p>	
<p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p>	
<p>10 合成樹脂用射出成形機</p>	
<p>11 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>	
<p>12 クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る。）（栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設）</p>	

根拠法令ごとの届出対象地域

栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域及び市街化調整区域
-------------------	--------------------------

[注] 下線の（1ーサ）研磨機、（12）クーリングタワーは、栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設であり、法の規制地域においても条例に基づく届出が必要となる。